

ラオス社会経済喫緊の課題解決に向け連携強化

2023年9月5日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023年8月30日付で「社会経済、インフレ、為替レート、物価及び対外債務の喫緊の課題解決に対する連携強化に関する首相命令（No.13）」が緊急で発出されました。現在のラオス経済の喫緊の課題に対して、各省庁、省庁と同格の組織、国家建設戦線、退役軍人同盟、中央大衆組織、地方自治体、各経済部門が問題解決に向けて、責任をもって任務を遂行することを指示した内容となっています。



同首相命令は、課題解決に向けて取り組むべき業務を各政府機関に対して委任する内容で構成されています。今回は、ラオスで活動する個人、法人等が留意する必要がある項目を簡単に解説いたします。

2. 税収について

税収を増やすために、付加価値税を現行の7%から10%へ引き上げることが検討されています。そのほか、物品税（特に、贅沢品、健康、社会にマイナスの影響がある商品）、法人税、特に電力及び鉱山分野の投資プロジェクトへの商品やサービスを提供している事業者からの所得税について、税率を引き上げることが検討されています。

3. 違法な両替行為について

両替商については、2022年10月より改正施行された「外国為替管理法」及び2022年12月28日付「両替業に関する合意（No1026）」において、「両替業はラオス国内の商業銀行のみが行うことができるサービス」であるという規定に基づき、個人で経営する両替商はすべて閉鎖に追い込まれました（詳細は2023年1月19日付[ニュースレター](#)をご参照下さい）。しかしながら、個人の銀行口座を使用して違法に両替サービスを提供している、いわゆる闇両替が存在しており、それらを厳しく取り締まると同時に、公務員や政府当局が権力を乱用して、そのような闇両替を見逃していることが発覚した場合は、法に基づき厳格に処罰することが記載されています。

4. 海外直接投資について

海外直接投資（Foreign Direct Investment）を多く誘致するため、事業許可の取得プロセスを迅速に行うこと、政府開発援助も含め、海外からの借入等はすべて銀行システムを使用し、電子システムを使用して投資家と資金の動きを照合、追跡できるようにシステムを改善することが計画

投資省に対して求められています。

5. 改定すべき法令

現在のラオスの社会経済状況に見合っていない下記の法令を改正することが求められています。投資奨励法、カジノ事業管理に関する首相令、農業森林生産物のコンセッション事業への投資のための土地調査許可に関する地方自治体の業務分担に関する法令、ネガティブリスト事業リスト及びコンセッション事業リスト等があります。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。